

Ⅲ章

そのために普段からどう備えるか

- 1 学校園が備える・教職員が学ぶ
- 2 子どもたちが学ぶ
- 3 保護者・地域にお願いする

第Ⅲ章では、「そのために普段からどう備えるか」について、「学校園が備えることや教職員が学ぶこと」「子どもたちが学ぶこと」「保護者等をお願いすること」の3点から基本的な内容について示している。

学校園では、マニュアル等の整備に加え、適切な判断と正しい行動の選択ができるように子どもたちや教職員の学びを深め、命を守るための備えを充実していくことが重要である。

1 学校園が備える・教職員が学ぶ

(1) マニュアル等の整備

以下の法律等に基づき、姫路市立学校園は、安全・防災に関して「学校安全計画」「学校災害対応マニュアル」「消防計画（警備防災計画）」の3つのマニュアル等を整備するものとする。

① 学校保健安全法(平成27年6月14日改正)

(学校安全に関する学校の設置者の責務)

第二十六条 学校の設置者は、児童生徒等の安全の確保を図るため、その設置する学校において、事故、加害行為、災害等（以下この条及び第二十九条第三項において「事故等」という。）により児童生徒等に生ずる危険を防止し、及び事故等により児童生徒等に危険又は危害が現に生じた場合（同条第一項及び第二項において「危険等発生時」という。）において適切に対処することができるよう、当該学校の施設及び設備並びに管理運営体制の整備充実その他の必要な措置を構ずるよう努めるものとする。

(学校安全計画の策定等)

第二十七条 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の施設及び設備の安全点検、児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修その他学校における安全に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。

(学校環境の安全の確保)

第二十八条 校長は、当該学校の施設又は設備について、児童生徒等の安全の確保を図る上で支障となる事項があると認めた場合には、遅滞なく、その改善を図るために必要な措置を講じ、又は当該措置を講ずることができないときは、当該学校の設置者に対し、その旨を申し出るものとする。

(危険等発生時対処要領の作成等)

第二十九条 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の実情に応じて、危険等発生時において当該学校の職員がとるべき措置の具体的内容及び手順を定めた対処要領（次項において「危険等発生時対処要領」という。）を作成するものとする。

2 校長は、危険等発生時対処要領の職員に対する周知、訓練の実施その他の危険等発生時において職員が適切に対処するために必要な措置を講ずるものとする。

3 学校においては、事故等により児童生徒等に危害が生じた場合において、当該児童生徒等及び当該事故等により心理的外傷その他の心身の健康に対する影響を受けた児童生徒等その他の関係者の心身の健康を回復させるため、これらの者に対して必要な支援を行うものとする。この場合においては、第十条の規定を準用する。

(地域の関係機関等との連携)

第三十条 学校においては、児童生徒等の安全を図るため、児童生徒等の保護者との連携を図るとともに、当該学校が所在する地域の実情に応じて、当該地域を管轄する警察署その他の関係機関、地域の安全を確保するための活動を行う団体その他の関係団体、当該地域の住民その他の関係者との連携を図るよう努めるものとする。

② 消防法(昭和 23 年 7 月 24 日 平成 24 年 6 月一部改正)

第八条 学校、病院、工場、事業場、興行場、百貨店、複合用途防火対象物その他多数の者が出入し、勤務し、又は居住する防火対象物で政令で定めるものの管理について権原を有する者は、政令で定める資格を有する者のうちから防火管理者を定め、政令で定めるところにより、当該防火対象物について消防計画の作成、当該消防計画に基づく消火、通報及び避難の訓練の実施、消防の用に供する設備、消防用水又は消火活動上必要な施設の点検及び整備、火気の使用又は取扱いに関する監督、避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理並びに収容人員の管理その他防火管理上必要な業務を行わせなければならない。

③ 姫路市立学校管理規則(昭和 46 年 4 月 1 日 平成 24 年 10 月 11 日一部改正)

(警備及び防災)

第 20 条 校長は、その管理する施設の警備及び防災の計画並びに非常災害に対処するための計画を樹立し、これを学年はじめに委員会に報告しなければならない。

■ 姫路市立学校園が整備するマニュアル等

- ☐ 学校安全計画 … 文部科学省『「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育』
(平成 31 年 3 月改訂 2 版) P126～P135 を参考に作成する。
- ☐ 危険等発生時対処要領
⇒ 学校災害対応マニュアル … 本指針を活用して作成する。
※浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内にある施設は、洪水等又は土砂災害に対応する項目を記載する。
- ☐ 消防計画(警備防災計画) … 消防法施行規則第 3 条に定める事項等について作成する。

○水防法(昭和 24 年 6 月 4 日 平成 29 年 5 月一部改正)

第 15 条 市町村防災会議（災害対策基本法第十六条第一項に規定する市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあつては、当該市町村の長とする。次項において同じ。）は、第十四条第一項の規定による洪水浸水想定区域の指定、第十四条の二第一項の規定による雨水出水浸水想定区域の指定又は前条第一項の規定による高潮浸水想定区域の指定があつたときは、市町村地域防災計画（同法第四十二条第一項に規定する市町村地域防災計画をいう。以下同じ。）において、少なくとも当該洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。ただし、第四号ハに掲げる施設について同号に掲げる事項を定めるのは、当該施設の所有者又は管理者からの申出があつた場合に限る。

（略）

四 浸水想定区域（洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域をいう。第三項において同じ。）内に次に掲げる施設がある場合にあつては、これらの施設の名称及び所在地

（略）

ロ 要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。第十五条の三において同じ。）でその利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるもの

（略）

第 15 条の 3 第十五条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。

○土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律

（平成 12 年 5 月 8 日 平成 29 年 5 月一部改正）

第 8 条 市町村防災会議（災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第十六条第一項の市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあつては、当該市町村の長とする。次項において同じ。）は、前条第一項の規定による警戒区域の指定があつたときは、市町村地域防災計画（同法第四十二条第一項の市町村地域防災計画をいう。以下同じ。）において、当該警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。

（略）

四 警戒区域内に、要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。以下同じ。）であつて、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあつては、当該要配慮者利用施設の名称及び所在地

（略）

第 8 条の 2 前条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。

二 前項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項の規定による計画を作成したときは、遅滞なく、これを市町村長に報告しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

三 市町村長は、第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者が同項に規定する計画を作成していない場合において、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。

（略）

（２）学校災害対応マニュアル

各学校園は、以下の構成をもとに自校園独自の「学校災害対応マニュアル」を作成する。
 なお、本指針の P125 から P132 に参考例を掲載している。

■ 学校災害対応マニュアルの構成〔例〕

	構成	内容項目例	参考ページ
	基本方針	① 目的 ② 基本方針 ③ 適用範囲	P 3 P 3 P 3
1	どのようなことに気をつけるべきか	④ 被害の想定	P10
2	いざというときどうするのか	⑤ 守るべき優先順位 ⑥ 学校災害のレベルと対応基準 ⑦ 授業再開目標 ⑧ 組織体制 ⑨ 対応の流れ ⑩ 保護者・報道機関等への対応	P38 P38 P38 P39 P42 P49
3	そのために普段からどう備えるか 〔学校園が備える・教職員が学ぶ〕	⑪ 避難場所・避難経路 ⑫ 安否確認 ⑬ 緊急連絡 ⑭ 学校災害対応備品 ⑮ 教職員等の研修・訓練	P67 P68 P69 P70 P71
	そのために普段からどう備えるか 〔保護者・地域にお願いする〕	⑯ 保護者への依頼事項 ⑰ 引き渡し ⑱ 保護者・地域への依頼事項 ⑲ 避難所開設 ⑳ 学校再開	P112 P51、P52 P112 P116 P53、P54 P55

※校長や教頭と連絡がつかない場合の決定権は誰が行うのかなど、予めマニュアルに記載しておくことも必要である。

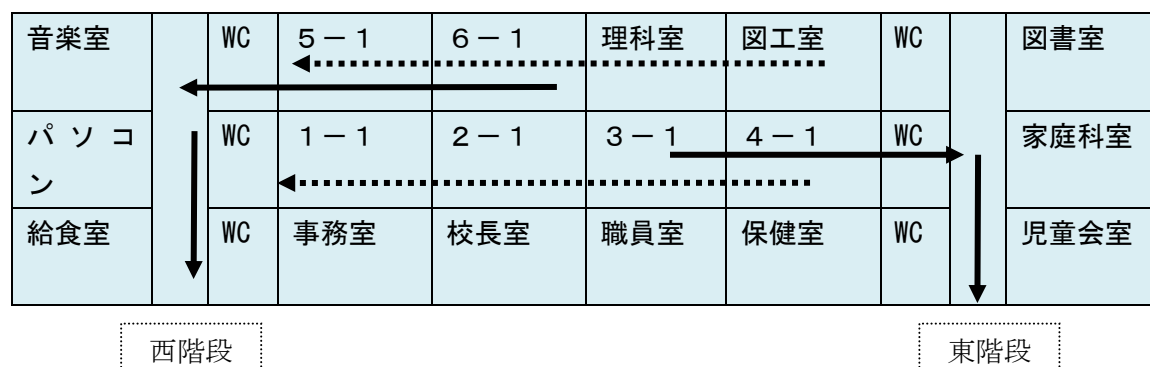
(3) 避難場所・避難経路の明確化

学校災害の発生によって、緊急事態となった場合の避難場所と避難経路をあらかじめ明確にしておく。特に、火事や自然災害発生時には、避難場所や避難経路が使用できないことも予想されるので、複数の避難場所と避難経路を設定しておく。地震の避難では、火災の時のように直ちに避難を開始する必要は少ない。避難経路の安全確認を確実にしてから避難を開始する。

■ 避難場所〔例〕 ※複数の避難場所・避難時期を明記(学校独自に想定した学校災害について)

災害	一次避難		二次避難	
	避難の時期	避難場所	避難の時期	避難場所
火災発生時	火災覚知時	運動場南端	一次避難場所に影響が及ぶ場合等	〇〇公園
地震発生時	地震発生後	運動場南端	(津波の避難へ)	
津波発生時	津波注意報発表時	校舎内 ○校舎3階	津波警報・大津波警報発表時	〇〇山
不審者侵入時	不審者発見時	運動場	一次避難場所に影響が及ぶ場合等	〇〇公園
風水害時	警戒レベル3発令時	校舎内 ○校舎3階	洪水発生時	〇〇公民館

■ 避難経路〔例〕



- 理科室より出火時 … 両方の階段が使用可能。近い方を利用して屋外運動場へ避難する。
- 家庭科室より出火時 … 西階段が使用可能。火元から遠い方を選択して避難する。

■ 避難場所・避難経路の設定にあたって

- 明確にどこに逃げるか、複数の場所を決定しているか（「近所の公園」→「〇〇公園」）
- 避難場所が使用不可能な場合の代替の場所を検討したか
- どのルートで逃げるか、複数の経路を決定しているか
- 避難経路が使用不可能な場合の代替の経路や方法を検討したか
- 学校園外へ避難する場合の場所や経路は、実際に歩いて決定しているか

（４）安否確認と記録

学校災害発生時には、「いつ」「誰が」「どこで」「どのようになっていたのか」、その後、「どこに」「誰と」「どのようになっているのか」等、安否情報を確認することが重要である。

負傷者が多い場合は混乱が予想されるので、あらかじめ記録用紙等を作成し、素早く記入できるようにしておく。子どもたちの名簿（名前のみでもよい）は、安否確認に非常に役立った例があることから、非常持ち出し品に加えておくようにする。

①負傷者等記録用紙

■ 負傷者リスト[例]

	学年 組	氏名	性別	年齢	症状	搬送先病院 (電話)	保護者 連絡	同乗者
1	○－△	◎◎ ◎◎	男	1 1	意識不明	△△病院 ()	済	◇◇教諭
2	◎－□	◎◎ ◎◎	女	9	多量出血	□□病院 ()	済	母親
3								
4								
5								

②学校災害発生直後からの全記録用紙

■ 記録用紙[例]

月日	時 分	事項	具体的内容
◎・△	1 6 : 2 5	事故発生	・頭から出血して倒れている 意識あり ・発見教諭が止血等の応急手当 ・近くにいた生徒を職員室に派遣、応援を要請
	1 6 : 2 7	救急車要請	・発見教諭が救急車を要請 ・救急の指示で応急手当を継続
	1 6 : 2 9	保護者連絡	・担任教諭が保護者へ連絡
	1 6 : 4 0	健康教育課へ一報	・教頭が姫路市教育委員会事務局健康教育課に一報
(状況変化、対応、収集情報等を時系列で記録)			

(5) 情報伝達

① 緊急連絡先

■ 緊急連絡先リスト〔例〕

	緊急連絡先	電話番号	担当者	対応
関係機関等	県警ホットライン	〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇		☐ 済 (/ . :)
	〇〇警察署	〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇		☐ 済 (/ . :)
	△△消防署	〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇		☐ 済 (/ . :)
	□□病院	〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇		☐ 済 (/ . :)
	姫路市教育委員会 健康教育課	221-2770		☐ 済 (/ . :)
	学校指導課	221-2771		☐ 済 (/ . :)
	総務課	221-2773		☐ 済 (/ . :)
地域				
	P T A会長	〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇		☐ 済 (/ . :)
	地区連合自治会長	〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇		☐ 済 (/ . :)
	姫路市補導委員校区理事	〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇		☐ 済 (/ . :)
	避難所担当職員 (市職員)	〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇		☐ 済 (/ . :)
	その他関係団体 (見守り隊等)	〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇		☐ 済 (/ . :)

② 学校と保護者間の連絡体制

保護者個人への連絡は、「緊急連絡カード」により電話連絡を行う。保護者全体への連絡は、「学校だより」「電話連絡」「一斉送信メール」「学校ホームページ」「自治会等有線放送」など、利用可能な方法で連絡する。

また、インターネットのアンケートツールを活用し、安否の確認や家庭での健康状況などの把握を行う。

③ 姫路市教育委員会事務局への連絡体制

電話やFAXの利用が可能な場合は電話連絡やFAXを活用する。インターネットが利用可能な場合は電子メールを活用する。

④ 情報の拠点

不審者情報や緊急連絡は、各中学校が作成している「中学校区における緊急連絡網」を利用して行う。中学校区に流す情報については、中学校が拠点となる。

大規模災害等により、全ての連絡手段が使用不可能に陥った場合は、中学校区内の幼・小・中・高・特別支援学校がお互いに口頭で連絡を取り合う。その際の情報の拠点は中学校を中心とする。

(6) 学校災害対応備品

■ 学校園内に保有している災害対応備品リスト〔例〕

	災害対応備品	保管場所
☐	学校災害対応マニュアル（１）	職員室 非常用持ち出し箱
☐	児童生徒の名簿（１）	職員室 非常用持ち出し箱
☐	児童生徒の緊急連絡カード（１）	職員室 非常用持ち出し箱
☐	持出し用救急箱（２）	職員室・保健室
☐	カメラ（１）※被害記録用	職員室
☐	非常時用拡声器（１）	職員室 放送設備横
☐	ラジオと予備電池（１）	職員室 放送設備横
☐	懐中電灯と予備電池（１）	職員室 放送設備横
☐	さすまた（３）	職員室・各廊下
☐	県警ホットライン（１）	職員室
☐	インターホン（１）	職員室・スクールヘルパー待機場所
☐	AED（１）	職員室前廊下
☐	担架（３）	保健室
☐	毛布（１０）	保健室
☐	ブルーシート（１０）	用務員室
☐	ポリバケツ・ほうき・ゴミ袋	管理倉庫

〔参考〕姫路市危機管理室による対策（詳細は姫路市役所 HP 危機管理室/防災対策）

- ◆水資源の確保…災害時における飲料水を確保するために、飲料水兼用耐震性貯水槽を市内９箇所に設置している。
- ◆災害対策物資の備蓄…災害時の計画的な配給を行う拠点として、災害対策用備蓄倉庫及び防災倉庫等を設置し、長期保存食等を１８万食のほか、生活必需品を備蓄している。
- ◆コミュニティ防災倉庫…コミュニティ防災活動の拠点である小学校等に資器材を設置している。資器材一覧は以下のとおりである。

防災倉庫１、組立式リヤカー１、可搬式自家発電機２、コードリール３、投光器４、梯子１、チェーンソ２、１５ｔ油圧ジャッキ２、３ｔ油圧ジャッキ５、救助器具セット２、三角巾３０、担架２、毛布２０、組立式水槽１、消火用バケツ２０、燃料携行缶２、スコップ３、土のう袋５００、ポリタンク１０、警戒ロープ１、立入禁止用テープ２、防水シート２０、仮設トイレ１、防災資器材セット１、軍手１２０、ライト(手巻き式)２、トランジスターメガホン１、ホワイトボード１

(7) 教職員等の研修・訓練

① 教職員等の研修及び訓練計画

各学校園においては、自校園で作成した「学校災害対応マニュアル」等をもとに、研修や訓練等を行い、検証し、修正するというPDCAサイクルの視点で運用していくことが大事である。

教職員の学びは、子どもたちの命を守ることに直結している。子どもたちの訓練の前に教職員だけでシミュレーションをしたり、地域や関係機関等と連携した実地訓練を行ったりする研修は、適切な判断と正しい行動の選択のために必要なことである。

■ 研修及び訓練年間計画〔例〕

何を実施するか	いつ行うか	誰が行うか	参考 ページ
☐ 学校災害対応マニュアルの見直し	学年末（1月） 学年末（2月）	☐ 全教職員 ☐ 学校園関係者	P72 P73
☐ 災害用電源、防災倉庫、給水タンクの設置場所確認および研修	4月	☐ 全教職員	P70 P74, P75
☐ 応急手当訓練（AED及び心肺蘇生訓練）	5月 11月（かけ足前）	☐ 全教職員 ☐ PTA希望者	P81
☐ アレルギー症状対応訓練（エピペン使用方法を含む）	4月	☐ 全教職員	P24 P25
☐ 水難事故対応訓練	6, 7月	☐ 全教職員	P76
☐ いじめを見抜く力を育てるカウンセリングマインド研修	8月	☐ 全教職員	P28 P29
☐ 避難訓練（火事想定）	4月 4月	☐ 教職員のみで ☐ 子どもたちと	P18 P19
☐ 避難訓練（不審者想定）	8月 9月	☐ 教職員のみで ☐ 子どもたちと	P30, P31 P77
☐ 避難訓練（地震・津波想定）	12月 1月	☐ 教職員のみで ☐ 子どもたちと	P12～P15 P84, P85
☐ 避難訓練（風水害想定）	6月	☐ 教職員のみで ☐ 子どもたちと	P16 P17
☐ 避難所開設運営の打ち合わせ 地域との避難所開設運営訓練	5月 9月	☐ 避難所担当職員等と ☐ 地域自治会等と	P53, P54 P80
☐ 心のケア研修	8月	☐ 全教職員	P78, P79

訓練や研修を実施する場合は、より実効性のあるものになるよう内容を工夫する。例えば、「行方不明者がいる場合の避難訓練」「多くの負傷者がいる場合の不審者対応訓練」など様々な場面を想定した内容を実施することが、実際の緊急事態に役立っていく。

「緊急事態に直面した場合、普段実践していることしかできない。普段実践していないことは決してできない。」という考え方にに基づき、平素から研修や訓練等に取り組むことが重要である。

うまくいかないことや失敗が教訓となるので、訓練後の振り返りを大切にして、今後の避難行動に生かしていくことが重要である。失敗を恐れずに取り組んでいく。

② 教職員の研修・訓練例

■ 学校災害対応マニュアルの見直し〔例〕

～セルフチェックシートを用いた学校園防災体制の見直し【職員用】～

- 1 目的 災害発生時の対応について、普段からわがこと意識として捉え、優先順位や初動・初期対応の内容や役割を把握しているかをチェックシートを用いて確認する。
さらに、明らかになった課題はマニュアル整備や危機対応訓練研修に生かす。
- 2 参加者 全教職員
- 3 内容
 - (1) 実際の災害対応事案や避難訓練の振り返り (10 分)
(例) 警報発令時の引き渡し事案、救急車要請事案、地震・津波避難訓
 - (2) セルフチェック【職員用】(10 分)

【職員用】 学校園防災体制セルフチェックシート

■ わがこと意識の確認 (心構え)		
☐	災害発生直後、対応する職員が自分1人であることを想定した動きの確認ができています	☞ p.42,43
■ 初動対応 (優先順位の決定) について		
☐	災害や状況に応じた役割を果たすイメージができています	☞ p.39,40,44
☐	園児児童生徒自身の身を守る指示を与えたとともに状況把握ができる	☞ p.44,67
☐	どこに	
☐	どのように (避難行動、隊列、ルート等)	
☐	園児児童生徒の安否確認	
☐	状況に応じた応急措置の方法がわかる	
☐	意識なし	
☐	出血あり	
☐	頭部打撲	
☐	その他 ()	
☐	情報伝達、応援要請をするためのイメージができています	☞ p.46
☐	人手が必要と判断した際の応援要請の方法と要請先がわかる	
☐	情報の伝達先と伝達方法がわかる	
☐	災害ごとの対応についてイメージができています	☞ p.12～32,p74～80
☐	火災 (火の大きさ、出火原因による対処法)	
☐	地震 (津波)	
☐	水害	
☐	不審者対応	
☐	事故	
☐	その他 ()	
■ 初期対応について		
☐	いざという時に自分が全体へ指示する役割があることを知っている	☞ p.46
☐	状況に応じて指示ができる	
☐	放送原稿の保管場所がわかる	
☐	放送機器が使えないときの手段を知っている	
☐	状況に応じて避難誘導ができる	☞ p.67
☐	どのクラスの園児児童生徒も誘導できる	
☐	要援護者が把握できている	
☐	空き時間の職員の役割を理解している	
☐	関係機関への対応法がわかる	☞ p.46
☐	関係機関へ連絡できる (警察、消防等)	
☐	連絡先別の原稿の保管場所がわかる (警察、消防等)	
☐	緊急車両の進入口、誘導場所がわかる	

(3) 検討会 (15 分)

- ・ 課題の整理、課題解決方法の検討

表のページ番号は、
学校災害対応マニュアル作成指針の参照ページ

～セルフチェックシートを用いた学校園防災体制の見直し【学校園用】～

- 1 目 的 自校園の「学校災害対応マニュアル」が、実際の災害対応に即したものをチェックシートを用いて振り返り、明らかになった課題は、マニュアル整備や危機対応訓練研修に生かす。
- 2 参加者 管理職、防災・安全担当者、全教職員
- 3 内 容
 - (1) セルフチェック【学校園用】(10分)

【学校園用】 学校園防災体制セルフチェックシート

■ わがこと意識の確認

- 災害発生直後、誰が当事者になっても対応できるよう共通理解ができている ☞ p.42,43

■ 初動対応（優先順位の設定）について

- 災害や状況に応じて必要な役割がパッケージ化されている ☞ p.42,44
- 園児児童生徒等の命を守る行動に基づいた安全確保について共通理解ができている ☞ p.44,67
 - どこに
 - どのように（避難行動、隊列、ルート等）
 - 園児児童生徒の安否確認
- 状況に応じた応急措置の方法が共通理解できている
 - 意識なし
 - 出血あり
 - 頭部打撲
 - その他（ ）
- 各災害を想定した対応について共通理解ができている ☞ p.12~32,38,p74~80
 - 火災（火の大きさ、出火原因による対処法）
 - 地震（津波）
 - 水害
 - 不審者対応
 - 事故
 - その他（ ）
- 情報伝達するための方法について共通理解ができている ☞ p.44
 - 人手が必要と判断した際の応援要請の方法と要請先が決まっている
 - 情報の伝達先と伝達方法を決めている

■ 初期対応について

- 誰でも全体へ指示できる用意がある ☞ p.46
 - 状況に応じて指示役が決まっている
 - 放送原稿がある
 - 放送機器が使えないときの手段がある
 - 状況に応じた避難誘導の共通理解ができている ☞ p.67
 - クラスの園児児童生徒の誘導役が決まっている
 - 要援護者の共通理解ができている
 - 空き時間の職員の役割が決まっている
- 誰でも関係機関へ対応できる用意がある ☞ p.69
 - 連絡役が状況に応じて決められている
 - 連絡先別原稿がある（警察、消防等）
 - 緊急車両の進入口、誘導場所の共通理解ができている
- 避難後の情報収集、報道対応の体制を整えている ☞ p.48,49
 - 情報収集するための体制が整っている
 - だれに（どこに）
 - いつ
 - どうやって
 - 報道関係者への対応について決まりがある ☞ p.49
- 保護者、地域への連絡
 - 引き渡しの基準がある ☞ p.50
 - 連絡方法が決まっている ☞ p.69,p114,p115
 - 保護者への連絡手段がある
 - PC 不能時
 - 携帯電話不能時
 - 地域への連絡手段がある

- (2) 検討会 (15 分)
- ・課題の整理、課題解決方法の検討

表のページ番号は、
学校災害対応マニュアル作成指針の参照ページ

■ 非常災害時における飲料水（非常用水道）利用方法〔例〕

1 目 的 屋外ポンプ室（受水槽ともいう、以下ポンプ室と表記）は、設置場所や仕様により利用方法が異なるので、ポンプ室内などに保管してある非常用水道利用説明書を確認して非常災害に備える。

2 参加者 全教職員

3 内 容

（1）オリエンテーション （10分）

設置場所の確認、水道利用の準備と手順確認

（2）非常用水道利用訓練 （20分）

参加者全員が体験する。

（3）水道利用の準備：

① 設置場所の確認：屋外ポンプ室の側面に水道栓がある。蛇口は3つ。

② 職員室のポンプ室の鍵と入口フェンスの鍵を確認する。バケツを準備する。

③ 入口フェンスの南京錠の鍵を開けて中に入り、水道栓の位置を確認する。

④ ポンプ室の鍵を開けて中に入り、側面に提げている説明書と水道栓コックを確認する。

⑤ 説明書と水道栓コックを職員室に保管している場合は、持って行き手順を確認する。

（4）水道利用手順

① ポンプ室の中に入り、ぶら下げている水道蛇口用コック（金属製）と説明書を確認する。以下、説明書の手順に従って行動する。

② ポンプ室外側の水道栓にコックを取り付ける。（差し込みだけで可能）

③ ひねって水が出ない設定になっているので、確認すること。

④ ポンプ室内にある非常用元栓のねじ（黄色）をゆるめる。

⑤ 水道栓のコックを開き水を出す。最初は配管内の汚い水が出るが、きれいな水に変わるのでバケで受け止める。水道直管利用のため飲料は可能。水の出る勢いはゆるい。

（5）片付け

① 上の反対の手順で行う。

② 説明書や器具をもとの場所に返す。

③ ポンプ室の鍵をかける。

④ フェンスの鍵をかける。

⑤ 鍵などを元の場所に返す。



水道栓図



外観図



コックと説明書



ポンプ室内図



非常用元栓（黄色）図

■ 非常災害時における太陽光発電災害コンセント利用方法〔例〕

1 目 的 太陽光発電災害コンセントは、設置場所や仕様により利用方法が異なるので、利用説明書を確認して非常災害に備える。

2 参加者 全教職員

3 内 容

(1) オリエンテーション (10 分)

設置場所の確認、災害コンセントの利用確認

(2) 災害コンセント利用訓練 (20 分)

参加者全員が確認する。

(3) 設置場所の確認と利用方法の確認

① 例：北館校舎屋外（北西角付近）

② 災害コンセントボックスを開ける。

例：鍵番号は（校門鍵番号●●●●●）と同じ。鍵番号が初期設定のままの場合は、鍵の種類や型番を確認してから手順に従って、番号を変更することが可能である。

(4) 設置箱内の説明文を確認する。

1 このコンセントは太陽光発電装置が自立運転中のみ使用できます。

2 学校全体が停電すると、自動的に自立運転となり、コンセントが使用可能になります。

3 停電以外に使用するには、校舎屋上のパワーコンディショナ（2台）で以下の操作をして下さい。

①パワーコンディショナの扉を開けて右上の運転スイッチを「停止」にする。

②操作部の右下の交流出力ブレーカーを「切」にする。

③運転スイッチを「運転」にする。表示部が「St A o n」となり自立運転となる。

4 (注) パワーコンディショナの直流ブレーカーは切らないで下さい。

上記以外の操作をしないでください。



災害コンセント外観図

非常コンセント盤				検査合格証	
定格電圧	105 V	105 V		お願い	
相・線式	1相 2線式	1相 2線式	相 線式	この盤は所定の検査に合格していますが	
定格周波数	60 Hz			施工後、確認の為に各端子部のネジの増締めをお願いします	
定格電流	15 A	15 A	A	検査印	
定格短時間耐電流	10 kA	10 kA	kA	長江	
保護等級	IP 44	製造年月	2015年11月		
製造番号	B50444-02-82451				
河村電器産業株式会社					

電源規格表



箱を開けた図



電源コンセント図

■ 校内救急対応訓練〔例〕

～学校水泳における水難事故への対応訓練～

1 目的 学校水泳で水難事故が発生した場合を事例とした訓練を実施し、教職員の能力向上を図るとともに、平素の救急体制に生かす。

2 参加者 全教職員 消防署の救急隊員

3 内容

(1) オリエンテーション (10 分)

プールの設備、救急用具、搬送経路、インターホンの場所などの確認

(2) 救急対応訓練 (40 分) **※同じ流れで2回実施する。**

〔想定〕児童が水泳の授業中、プール内で溺水し心肺停止状態である。

場所	プールサイド〔現場対応〕			職員室	
役割	救護班	連絡班	避難誘導班	協力連携	指揮調整
担当	() () () ()	() ()	() ()	教頭	校長
内容	事故発生 ・笛を吹いて事故を知らせる ・事故者を引き上げる (心肺蘇生用背板を使用) ・反応、呼吸の確認をする 胸骨圧迫をする 気道確保・人工呼吸する ・AED を使用する (タオルで上半身を拭く) ・毛布等で周囲を囲む ・救急隊に引き渡すまで応急手当を継続する ※救急車には、養護教諭と教職員1名が同乗する。 校長、担任教諭は後から病院に急行する。	・職員室に状況を連絡(内線で) ・現場から直接、携帯電話で救急車要請(通報訓練) ・保護者等に連絡 〔情報処理へ〕 ・記録をとる ・記録をもとに救急隊に状況を報告 ・搬送先の病院が決まり次第、職員室に連絡	・現場から遠ざける (救急隊の搬送の妨げにならないよう) ・人数確認をする ※状況によっては教室に移動させる。	・緊急放送 緊急放送、プール、応援 ・学事・保健課へ連絡 (一報)	・状況把握 ・対応指示
			緊急放送で職員室集合。 応援役割分担。 AED 手配、現場対応応援 4 名 救急車誘導 2 名 児童誘導 4 名	・学事・保健課へ連絡 (続報) ・関係者連絡	

(3) 検討会 (30 分)

【確認項目】

- ・各役割分担からの反省や報告
- ・救急隊員からの指導助言

- ・AED 手配、現場対応応援は適切であったか。
- ・救急車誘導はスムーズに行えたか。
- ・児童誘導は児童を安全に現場から遠ざけることはできたか。

■ 不審者侵入対応訓練〔例〕

～不審者侵入対応訓練実施について～

1 目的 不審者侵入を想定して訓練を実施する中で、学校における非常時に備えるとともに、日常の安全に関する意識を高める。負傷者の手当と避難誘導を中心とする。

2 参加者 全教職員 消防署の救急隊員

3 内 容

(1) オリエンテーション (20 分)

訓練に関する決まりごとを確認する。

(2) 不審者対応訓練 (40 分) ※いろいろな場所で何度も訓練する。

〔想定〕授業中、不審者が刃物を持って侵入する。負傷した児童が多数いる。

場所	教室〔現場対応〕			職員室	
役割	不審者対応班	救護班	避難誘導班	協力連携	指揮調整
担当	() () () ()	() ()	() ()	教頭	校長
内容	不審者侵入発生 ・笛を吹いて事故を知らせる ・不審者が動き回らないように対峙し、児童が避難する時間をかせぐ ・さすまたやイスなどを利用して、不審者の動きを遅らせ、応援を待つ	・負傷者の応急手当 ・携帯電話で救急車要請（通報訓練） ・継続した手当 〔情報処理も〕 ・記録をとる ・記録をもとに救急隊に状況を報告 ・搬送先の病院が決まり次第、職員室に連絡	・職員室に状況を連絡（内線等で） ・児童を現場から遠ざける ・人数確認をする 〔情報処理も〕 ・記録をとる ・記録をもとに救急隊に状況を報告	・緊急放送 ・県警ホットライン ・学事・保健課へ連絡（一報） ・学事・保健課へ連絡（続報） ・関係者連絡	・状況把握 ・対応指示

(3) 検討会 (30 分)

- ・各役割分担からの反省や報告
- ・救急隊員からの指導助言

- ◎ 今、目の前で複数の児童が倒れていたらどうするのか？
- ◎ 児童を、どこにどうやって逃がすのか？

実際には何が起きるか予測できない事態が想定されます。訓練の役割にとらわれすぎず、その場で臨機応変に対応することが求められます。

■ 心のケア研修〔例〕

～災害時における子どもたちの心の理解とケアについて～

1 目 的 平素から子どもたちの心のケアについて理解をし、災害時に適切に対応するためにカウンセリングマインドや校内体制、連携力の向上を図る。

2 参加者 全教職員 スクールカウンセラー

3 内 容

(1) レクチャー (20 分)

- ・災害時の子どもたちの心身の変化
- ・学校（教職員）の役割
- ・学校における心のケアプログラム

心のケア研修参考資料
→P79

(2) リラクゼーション体験 (15 分)

- ・腹式呼吸
- ・動作によるリラクセス法
- ・ペアリラクゼーション

リラクゼーション参考資料
→P105,106
→EARTH ハンドブック P175-179
[http://www.hyogo-c.ed.jp](http://www.hyogo-c.ed.jp/~kikaku-bo) >
~kikaku-bo > EARTHhandbook

(3) 事例研修 (20 分)

- ・教職員が行った心のケアの実際の事例等を通して、対応方法を考える。

<右記資料の事例18例より一部抜粋>

【事例1：震災直後、教室にいても、怖がるようになった小学4年生】

平成7年の阪神・淡路大震災の後、学校再開されたが、学校は避難所として使われていて、一部使用できないところもあった。この児童の家は全壊し、親戚宅で生活していた。余震があると、家でも学校でも不安定になり、暗い場所や狭い場所を怖がる様子を見せた。

➤被災直後に現れた児童の行動変容に対して、教職員としてどのような支援ができるかを考える



事例研修資料

→「災害を受けた子どもたちの心の理解とケア」

[http://www.hyogo-c.ed.jp](http://www.hyogo-c.ed.jp/~somu-bo) > ~somu-bo > bosai > kokorokea

(4) 検討会 (10 分)

- ・研修の振り返り

<心のケア研修参考資料>

災害による心的ストレス及びその対処については、平常時から理解を深め、取組を進めていくことが望まれる。

① 災害時における心身の変化の理解

【災害（事故）による心的ストレスとは】

災害や事故にあうと、恐怖や喪失体験などのさまざまなストレスにさらされ、心に傷を負う。それらは「トラウマ反応」「喪失反応」「日常生活上のストレス反応」等として表れてくる。被災後、これらは誰にでも起こり得るあたり前の反応として理解しておくことが重要である。（→P78）

PTSD とは

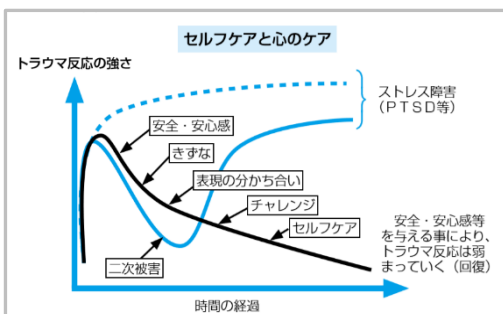
災害後に起こる心身の変化で、1 か月以上長引く場合を「心的外傷後ストレス障害（通称 PTSD）」という。そのため、早期に支援を行い PTSD の予防と早期発見に努めることが大切。

参考 文部科学省:学校の危機管理マニュアル作成の手引

② 学校における心のケア教育プログラムの工夫

被災後、学校で行う心のケアは、教育活動全体を通して行うことが重要である。

- ・健康観察で心身の様子を把握
- ・生活リズムを整える
- ・心の回復は、教育活動（安全・安心感、きずな、表現の分かち合い、チャレンジ）の中で
- ・ストレスマネジメント授業でセルフケア力をアップ
- ・時期や発達段階に応じた「心と体のアンケート」の実施



参考 兵庫県教育委員会：震災・学校支援チーム EARTH ハンドブック

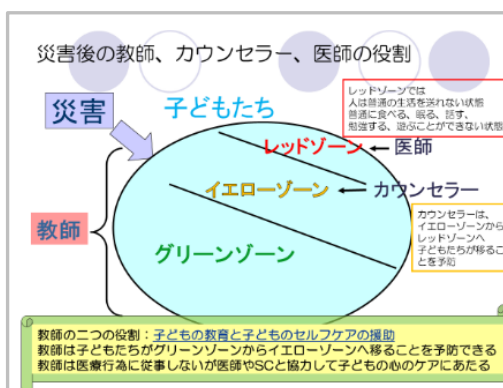
③ 支援体制の確立

平常時から心のケアについて、支援内容や役割分担等を校内、関係機関等の間で確認しておくことが大切である。

連携しながら組織的に対応するためには、心のケアについて合同の研修の機会を設けること等も有効である。

子どもの心のケア支援に関わるメンバー（例）

教職員 学校医等 スクールカウンセラー
スクールソーシャルワーカー 医療機関
相談専門機関等 保護者 民生児童委員等



④ 教職員の心のケアへの理解

被災者の支援にあたる教職員も大きなストレスを受ける。自らも被災者である場合は、二重のストレスを抱えることになる。教職員は、「燃え尽き症候群」に陥らないために意図的に休息を取り、ストレスチェックを行ったり、専門家へ相談したりして、自分自身のケアを優先することも忘れてはならない。一人で抱え込まず、教職員同士でサポートすることが重要である。

参考 兵庫県教育委員会：震災・学校支援チーム EARTH ハンドブック

文部科学省:学校における子供の心のケアサインを見逃さないためにー

■ 避難所開設訓練〔例〕

～避難所開設訓練実施について～

- 1 目的 災害により学校が避難所になった場合を想定した訓練を実施する中で、避難所を開設する方法を学び、スムーズに避難所を開設できるように知識を深めるとともに、避難所における基本的なルール作りについて学ぶ。
- 2 参加者 全教職員
- 3 準備物 校舎の平面図（模造紙程度の大きさに拡大）、付箋（2 cm×5 cm程度）
- 4 内 容
 - （1）オリエンテーション （10 分）

学校が避難所になった場合、学校再開を目標にすることを知った上で、様々な立場の人が避難してくることを知る。それに伴い、避難所ルールの必要性について確認する。
 - （2）避難所開設のための卓上訓練並びに、避難所ルールの作成訓練 （50 分）

〔想定〕 6 月中旬、大規模災害（地震）が発生、100 人ほどの避難者が避難所（学校）に集まってきたおり、今後も増える見通し。ライフラインは途絶。校舎に危険箇所はない。

場 所	パソコン教室など（机が広く使える場所）
演 習 1	【避難所開設の卓上訓練】（小グループに分かれて行う。） ①避難所として必要なもの（施設・設備）を付箋に記入する。 ②付箋を、緊急かつ必要度が高いと考えるものから順番に 3 つに分ける。 （例：緊急必要度『高』⇒A、『中』⇒B、『低』⇒C） ③立ち入り禁止区域を設定する。（校舎図に記入。例：斜線をひく等） ④緊急かつ必要度『高』もの（施設・設備）から部屋割りをを行い、校舎図に貼っていく。 ⑤想定を踏まえ、理由や根拠を明確にして、部屋割りをを行う。 ⑥グループごとに発表し、意見交流を行う。
演 習 2	【避難所運営のためのルール作成訓練】（小グループに分かれて行う。） ①演習 1 の訓練を踏まえ、避難所を運営する上で必要なルールを付箋に記入する。 ②グループごとに、避難所ルールの一覧表をつくる。 ③理由や根拠を明確にし、ルール作りを行う。 ④グループごとに発表し、意見交流を行う。

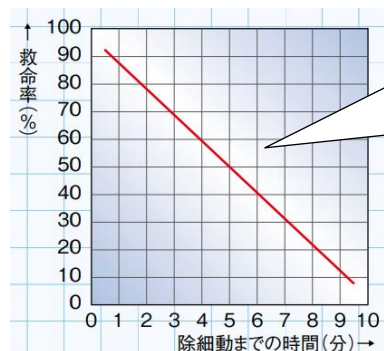
- （3）検討会（20 分）
 - ・防災教育推進指導員や震災・学校支援チーム（EARTH）からの指導助言

AED (Automated External Defibrillator)について

【自動体外式除細動器】消防庁『平成 30 年版消防白書』より

- ・日本では、2004 年（平成 16 年）に市民による使用が認められた。
- ・日本では、医療機関や消防機関を除いた市民向けの AED が推定約 60 万台が普及。世界一だといわれている。
- ・突然の心停止に対して、胸骨圧迫（心臓マッサージ）と組み合わせて救命の決定打となる。
- ・倒れた現場を目撃されても市民による応急処置を受けない場合の 1 か月後生存率は 9.4%、何らかの応急処置を受けた場合は 16.6%、さらに AED による電気ショックまでできた場合は 53.3%に跳ね上がる。
- ・しかし、倒れた現場を目撃された人に対する市民による電気ショック実施率は、4.9%。
直ちに、胸骨圧迫を行い、早く装着すれば生存率は大きく上昇することが期待できる。

【AED を用いた除細動の重要性】



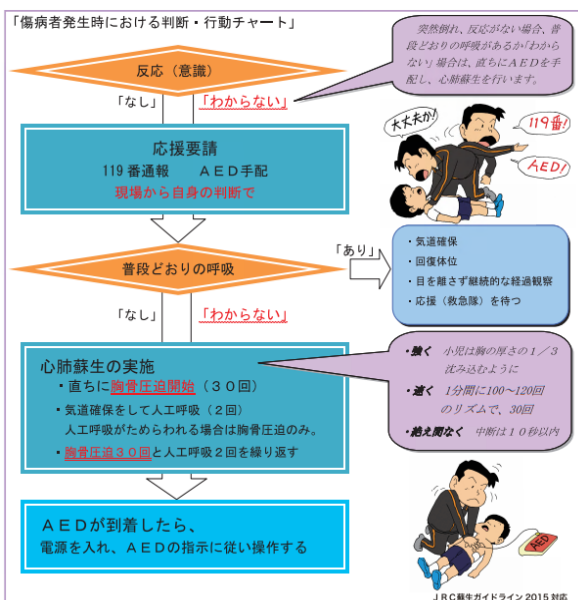
除細動が 1 分遅れるごとに救命率は 1 割低下

【早期除細動の必要性】

1. 急な心停止は、心室細動と呼ばれる状態であることが多い。
2. 心室細動に対する適切な対応は、除細動である。
3. 時間の経過とともに、除細動の成功率はどんどん低くなる。
4. 心室細動が起こっている時間は数分間に過ぎない。

「AHA 心肺蘇生と救急心血管治療のための国際ガイドライン 2015」より

参考 「傷病者発生時における判断・行動チャート」



参考 死戦期呼吸（あえぎ呼吸）とけいれんについて

○突然、心停止となった場合、『死戦期呼吸』と呼ばれるゆっくりとあえぐような呼吸や『けいれん』が認められることがあります。突然、目の前で卒倒し、いつもと様子が違う呼吸やけいれんを認めた場合、『心停止の可能性』を疑い、行動を始めることが重要です。
○心停止ではない人に、胸骨圧迫を行ったり AED を使用したりしても、大きな問題は起こりません。
※『死戦期呼吸』や『けいれん』の判断ができない場合や、自信がもてない場合は、胸骨圧迫と AED の使用を開始します。

【心肺蘇生の効果】

- ・通報から救急車到着まで **8.5 分**（全国平均）
- ・何もしなければ、心停止直後から脳がダメージを受け始める。
- ・AED が有効な心室細動も **4～5 分**で弱まってしまう。
- ・AED が来るにも時間はかかる
- ・呼びかけに応じない時点で直ちに **119 番通報**と AED の手配
- ・今できる救急処置をすぐに始める！

体育活動時等における
事故対応テキスト
～ASUKA モデル～

「体育活動時における
事故対応テキスト
～ASUKA モデル～」
さいたま市教育委員会
より

https://www.city.saitama.jp/003/002/013/002/p019665_d/fil/asuka.pdf